

令和2年度 久留米市会計年度任用職員 採用試験案内

(障害支援区分認定調査員)

- 試験 日 令和2年4月19日(日)
- 申込受付期間【持参】令和2年3月25日(水)～4月10日(金) 土曜・日曜を除く
【郵送】令和2年3月25日(水)～4月10日(金) 消印有効

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	職務内容	採用予定人員
障害支援区分認定調査員 (会計年度任用職員)	主として障害支援区分認定調査及び障害支援区分認定審査会の準備に係る業務	1人程度

※採用予定人員は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。

2 受験資格

受験資格
次の各号の条件を全て満たす人 ① 下記*1のいずれかの資格又は免許を有し、その職務経験をもつ人 *1：介護支援専門員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、又は精神保健福祉士 ② 普通自動車第一種運転免許を有する人

- (1) 久留米市嘱託職員・任期付非常勤職員等として過去に勤務したことがある人、現在勤務している人も受験できます。
ただし、令和2年度に任期を有する人は受験できません。また、同日に実施する障害者福祉課の採用試験との併願もできます。
- (2) 国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、3ページ9に記載していますので、参照してください。
- (3) 上記の受験資格があっても、次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ① 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日程及び会場

区分	日程	会場
面接試験	4月19日(日)	久留米市開発公社会館 2階中会議室 (久留米市中央町21-16) 電話(090)5297-0787【試験当日のみ】

- (1) 集合時間は、郵送又は電話にて受験申込者へ連絡いたします。
- (2) 試験の詳細なスケジュールは、採用試験の開始時に説明します。
- (3) 試験の日程及び会場は予定です。変更があった場合は、別途お知らせします。
- (4) 試験会場は駐車禁止ですので、公共交通機関をご利用ください。また、近隣の迷惑になりますので、試験会場周辺の道路や店舗等の敷地内における駐車や送迎等(待機含む)は絶対にしないでください。
- (5) 試験会場は禁煙です。所定の場所でのみ喫煙ができます。

4 試験の方法及び内容

区分	方法・内容
作文審査 (事前提出)	事前に提出された作文にて職務に対する姿勢や意欲等を審査するもの
面接試験	面接を通じて会計年度任用職員としてふさわしい人物かどうかを判定するもの

受験上の配慮(補聴器や車いすの使用など)を希望する人は、申込み時に申し出てください。郵送の場合は、4月10日(金)午後5時15分までにご連絡ください。補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。なお、点字受験はできません。

5 試験当日に持参するもの

受験票

6 申込受付期間及び受験手続

(1) 申込受付期間

令和2年3月25日(水)～4月10日(金) 午前8時30分から午後5時15分まで

- 木曜日は午後7時まで受け付けます。土曜日、日曜日は除きます。
- 郵送の場合は、4月10日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

- ① 提出された申込み書類は、一切返却いたしません。
- ② 申込み記載事項に不正がある場合、公務員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。

(2) 受験手続

「受験申込書」と「受験票」及び、以下のとおり作成した「作文」を、次の①か②のいずれかの方法で提出してください。

「作文」について800字程度で、テーマ「障害者福祉課の会計年度任用職員(障害支援区分認定調査員)として勤務するにあたっての心構え及び自己PR」について、日本語を用いて自筆で書かれたもの。原稿用紙を使用する場合は、400字詰めのものですること。

① 持参する場合

久留米市健康福祉部障害者福祉課(久留米市役所14階)に持参

② 郵送する場合

封筒の表に「受験申込み」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記したうえで、久留米市健康福祉部障害者福祉課宛てに、必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。(受験票は63円の郵便はがきの裏に貼付し、表に受験票の送付先となる申込者の住所、氏名を記入してください。)

(3) 受験票の交付

受験票は、持参の場合は受付時に交付し、郵送の場合は後日郵送します。受験票が届かない場合又は紛失した場合は、必ず久留米市健康福祉部障害者福祉課まで連絡してください。

7 合格者の発表及び試験成績の開示

(1) 合格者発表

(日 時) 令和2年4月23日(木) 10時

(方 法) 合格者の受験番号を久留米市のホームページに掲載するとともに、受験者全員に対して、合否の結果を郵送により通知します。なお、合否についての電話問合せへの対応は、原則として行いません。

(2) 試験成績の開示

試験成績は、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

- ① 対象者 本採用試験の不合格者(全ての科目を受験した人に限ります)
- ② 請求方法 「受験票」及び「本人であることを示す書類(運転免許証等)」を、久留米市健康福祉部障害者福祉課まで持参してください。
- ③ 開示内容 順位・科目別得点・総合得点を開示します。
- ④ 開示期間 試験の合格発表から1か月間

8 採用候補者名簿への登載及び任期等

任期等
合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として令和2年5月1日から令和3年3月31日まで任用されます。なお、勤務成績が良好で公務の運営上必要があるときは、最大2回まで再度の任用をする場合があります。(最長令和5年3月31日まで)

- (1) 採用候補者名簿の有効期間は、作成日から1年間です。この間に採用にならない場合もあります。
- (2) 業務の都合等により、5月2日以降の採用となる場合があります。この場合も、原則令和3年3月31日までの任期となります。

9 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

- ① 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 試験の方法及び内容

面接試験はすべて日本語による質問です。それに対する応答もすべて日本語で行っていただきます。

10 給与及び主な勤務条件

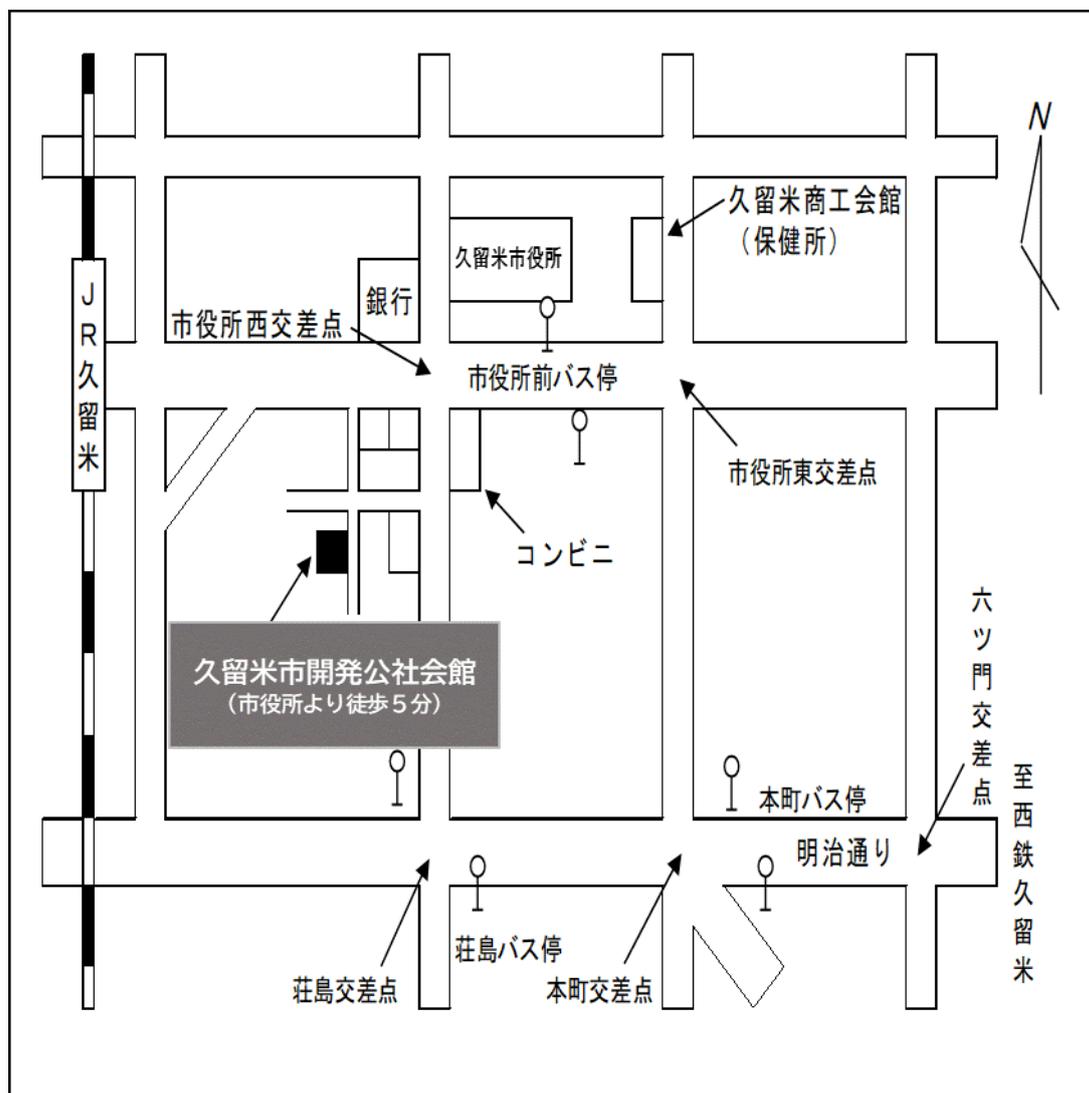
試験区分	障害支援区分認定調査員(会計年度任用職員)
月 額	186,335円
諸手当等	期末手当(2.35月分)、通勤手当、時間外勤務手当等あり
勤務時間	週35時間(1日7時間の週5日勤務)
休日等	原則として土曜日・日曜日及び祝日、年末年始
休 暇	年次有給休暇、特別休暇、育児休業等あり
社会保険	全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金、雇用保険
勤務地等	久留米市役所 本庁舎14階 健康福祉部障害者福祉課

(注) 上記金額は給与改定等により変更になることがあります。

1.1 受験申込み及びお問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市健康福祉部障害者福祉課
 【電話】0942-30-9035 (直通) 【FAX】0942-30-9752
 【アドレス】fukushi@city.kurume.fukuoka.jp

試験会場（久留米市開発公社会館） 案内図



久留米市開発公社会館
 (久留米市中央町21-16)

JR久留米駅から徒歩約8分
 西鉄久留米駅からJR久留米駅、大学病院方面行バスで
 市役所前バス停下車